

第4回成年後見人養成研修 開催のご案内

一般社団法人社労士成年後見センター東京

成年後見制度とは、超高齢社会を背景として増え続ける認知症高齢者をはじめ、精神障がい、知的障がいにより物事の判断が十分にできない方々が自らの意思で安心して日常生活を送れるよう支援し、これらの方の人権を擁護する制度です。

当センターは昨年4月に設立され、現在、会員数209名、会員の成年後見人受任件数は16件となりました。少しずつ受任件数も増加しています。

今年も、東京会会員の皆様を対象とした「成年後見人養成研修」を開催いたします。年金・医療・介護業務の唯一の専門家である社会保険労務士が社会貢献の一環として成年後見制度に積極的に関わり、多くの会員の皆様が新しい分野に挑戦されることは、私たち社会保険労務士の認知度の向上にも繋がるものと確信いたします。ぜひ、この機会にお申込ください。

1. 日時及びカリキュラム

日程	時間	講義内容	講師
10月3日 (土)	9:40～10:10 (30分)	ガイダンス	成年後見事業推進委員会 齋藤 恵美子
	10:10～12:10 (2時間)	成年後見の理念と概要	成年後見事業推進委員会 田畑 昌代
	13:10～16:10 (3時間)	成年後見業務に必要な法令の基礎知識	司法書士 飯田 茂幸
10月24日 (土)	9:30～10:30 (1時間)	社労士成年後見センター東京が目指す成年後見制度と役割	副理事長 成年後見事業推進委員会 委員長 古澤 和哉
	10:40～12:10 (1.5時間)	法定後見の相談から申立てまで	成年後見事業推進委員会 設楽 徹
	13:10～15:10 (2時間)	任意後見の基礎（見守り・任意代理についても）	成年後見事業推進委員会 甲 康枝
	15:20～16:50 (1.5時間)	高齢者虐待についての理解と成年後見	成年後見事業推進委員会 保坂 勇人
11月7日 (土)	9:30～11:30 (2時間)	成年後見人等の職務と権限	成年後見事業推進委員会 稲葉 英一
	12:30～14:30 (2時間)	成年後見制度の実務（就任から終了まで）	成年後見事業推進委員会 桂 千枝子
	14:40～16:40 (2時間)	成年被後見人死亡後の実務	東京都社会保険労務士会 多摩統括支部 中村 裕幸
11月15日 (日)	9:30～12:00 (2.5時間)	（事例研究）司法書士による成年後見業務の実務	司法書士 山本 真也
	13:00～15:00 (2時間)	保佐・補助の実務	成年後見事業推進委員会 河内 よしい
	15:10～17:10 (2時間)	（事例研究）法定後見人の実務	成年後見事業推進委員会 副委員長 古町 博人
12月5日 (土)	9:30～11:30 (2時間)	（事例研究）弁護士による成年後見業務の実務	弁護士 寺町 東子
	12:30～14:30 (2時間)	（事例研究）任意後見	成年後見事業推進委員会 熊谷 祐子
	14:40～16:10 (1.5時間)	認知症・精神障害・知的障害についての理解と成年後見	東京都社会保険労務士会 多摩統括支部 萬沢 明
12月19日 (土)	9:30～10:30 (1時間)	後見業務への心構え、後見人等の倫理（座学）	副理事長 成年後見事業推進委員会 委員長 古澤 和哉
	10:40～12:40 (2時間)	後見業務への心構え、後見人等の倫理（グループワーク）	成年後見事業推進委員会
	12:40～13:10 (30分)	修了式	

2. 会場 東京都社会保険労務士会館 研修室ABC
東京都千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア 4F
TEL : 03-5289-8863 FAX : 03-5289-8820
3. 受講料 40,000 円
※申込受付を完了した方に、受講料の振込案内を個別にご送付いたします。なお、平成 27 年 9 月 18 日（金）になっても振込案内が到着しない場合は、事務局（03-5289-8863）まで確認のご連絡をお願いします。
4. 受講対象者 東京都社会保険労務士会の会員
5. 定員 150 名（定員を超過した場合、抽選とさせていただきます。）
6. 申込方法 裏面申込書に必要事項を記入のうえ、FAX（03-5289-8820）にてお申込ください。（郵送も可）
7. 受付期間 平成 27 年 9 月 1 日（火） 9 : 00 ~ 平成 27 年 9 月 14 日（月） 17 : 00（厳守）
なお、受付開始日時より前に到着した申込書につきましては、無効の取扱いとさせていただきますので、ご注意ください。
8. その他 ①研修テキスト等につきましては、当日、受付にて配布いたします。
②昼食は各自ご用意ください。
③全課程を修了した方には、「修了証書」を交付いたします。
④講義の録音・録画は固くお断りいたしますので、あらかじめご了承ください。
⑤受講申込書が読み取れない場合は、受講申込を受付できません。特に FAX にてお申込の際は、受講申込書が送付面となっていることをご確認のうえ、お申込くださいますようお願いいたします。
⑥やむを得ない事情により、カリキュラムを欠席された場合には、e ラーニングによる補講を行うこととしています。

★下記の要件を満たし、当センターの「後見人等候補者名簿及び後見等監督人候補者名簿」への登載の申請があった方を理事会、名簿登載推薦委員会の承認を経て登載いたします。

後見人等(後見等監督人)候補者名簿への登載要件

- ①(一社)社労士成年後見センター東京の正会員であること。
②当センターの「成年後見研修規程」で定める養成研修を修了してから2年以内であること。
③社会保険労務士登録期間が通算して2年以上あること。
④成年後見業務担保保険に加入していること。
⑤社会保険労務士法第25条に規定する懲戒処分を過去2年間受けていないこと。
⑥東京都社会保険労務士会会則第 48 条及び第 50 条に規定する処分を過去 2 年間受けていないこと。
⑦東京都社会保険労務士会の倫理研修を受講していること。
⑧センター会費の滞納がないこと。

※継続して名簿に登載するには、2年ごとの更新研修の受講が必須になります。

**一般社団法人社労士成年後見センター東京
第 4 回成年後見人養成研修 受講申込書**

氏 名		東京会における所属	統括支部						支部
連絡先	TEL :	種 別 (該当に○)	開業	法人社員			勤務等		
	FAX :	登録番号 (8 ケタ)							

切り取らずにご提出ください。

FAX : 03-5289-8820